

鹿島市地域公共交通リ・デザイン人材育成事業支援業務
公募型プロポーザル実施要領

本実施要領（以下「本要領」という。）は、「鹿島市地域公共交通リ・デザイン人材育成事業支援業務」（以下「本業務」という。）の実施について、最も適した受託事業者を選定するため、公募型プロポーザル方式（以下「プロポーザル」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

1 業務名

鹿島市地域公共交通リ・デザイン人材育成事業支援業務

2 契約期間

契約締結日から令和8年1月23日（金）まで

3 委託料の上限額

12,947,000円（消費税及び地方消費税含む）

4 業務内容

別紙「鹿島市地域公共交通リ・デザイン人材育成事業支援業務」（以下「仕様書」という。）のとおり。

5 参加資格

本事業を遂行するにあたり、下記要件をすべて満たす法人であること。

プロポーザルに参加を希望する事業者は、単独の法人または2以上の者により任意に結成された共同企業体とし、次に掲げる要件の全てを満たしていること。ただし、契約締結日までの間に当該参加資格要件を満たさなくなった場合は、その時点で失格とする。

- （1）過去5年間に地方自治体より公共交通に係る人材育成業務の受託した実績を有していること。
- （2）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者及び同条第2項の規定に基づき鹿島市の入札参加の制限を受けていない者であること。
- （3）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員でないこと。
- （4）参加表明書の提出締切日において、国税及び地方税の滞納の無い者であること。
- （5）会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第22号）に基づく再生手続開始の申立て又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始がなされていないものであること。
- （6）提案者は、事業化に向け必要となる市その他の関係機関等との協議、調整などを適切に実施する能力を有し、諸条件に変更が生じた場合などにおいて柔軟な対応ができる者とする。

(7) 共同企業体による応募の要件は次のとおりとする。

- ① 応募及び事業に必要な諸手続きを一貫して担当する構成員（以下（構成員の代表者）という。）をあらかじめ定めること。
- ② 構成員に(1)の要件を満たす者を1者以上含めること。
- ③ 全ての構成員が(2)から(6)までの要件を満たすこと。
- ④ 提案募集に関する構成員の重複参加は認めない。

6 スケジュール

内容	期間等
公募開始の公告	令和7年6月13日（金）
仕様書等に関する質問表の提出期限	令和7年6月23日（月）17時
// への回答	令和7年6月27日（金）までに回答
参加申込書の提出期限	令和7年7月1日（火）17時まで必着
参加資格確認結果通知書送付 （提案者の決定）	令和7年7月4日（金）17時まで必着
企画提案書、見積書の提出期限	令和7年7月11日（金）17時まで必着
審査結果通知発送及び公表	令和7年7月22日（火）予定
業務委託契約の締結	令和7年7月31日（木）予定

7 手続き等

(1) 問い合わせ

〒849-1312 佐賀県鹿島市大字納富分 2643 番地 1

鹿島市役所 広報企画課（TEL）0954-63-2101 （メール）kikaku@city.saga-kashima.lg.jp

(2) プロポーザル実施要領等の入手方法

実施要領・仕様書・参加申込書等は、公告の日から鹿島市ホームページに掲載する。

(<https://www.city.saga-kashima.lg.jp/>)

(3) 仕様書等に関する質問表（様式2）の提出期限、提出場所及び提出方法

①提出期限 令和7年6月23日（月）17時まで必着

②提出場所 鹿島市役所 広報企画課

③提出方法 電子メールで提出

(4) 質問表（様式2）に対する回答

令和7年6月27日（金）までに鹿島市ホームページにて回答を公表する。

(5) 参加申込書（様式1）の提出期限、提出場所及び提出方法

共同企業体による参加申込の場合は、様式1に全ての構成員を記載すること。

①提出期限 令和7年7月1日（火）17時まで必着

②提出場所 鹿島市役所 広報企画課

③提出方法 持参または郵送で提出

④添付資料 実績書（様式3）、参加資格確認資料（様式4）

(6) 参加資格確認結果通知書送付（提案者の決定）

令和7年7月4日（金）までに電子メール及び同日発送の郵便で通知する。

(7) 企画提案書、見積書の提出期限、提出場所及び提出方法

①提出期限 令和7年7月11日(金)17時まで必着

②提出場所 鹿島市役所 広報企画課

③提出方法 持参または郵送で提出

8 優先交渉権者の選定方法等

(1) 審査は、企画提案書の書類審査・ヒアリングとし、プレゼンテーション審査は実施しない。なお、ヒアリングは公開することを原則とし、非公開とするときは選定委員会の決議を要するものとする。

(2) 提出された企画提案書を「9.評価基準等」に定める基準に基づき選考委員会により審査し、合計点が最も高い者を優先交渉権者として選考する。なお、同点の場合は選定委員会にて協議の上、決定する。

(3) 審査結果は、令和7年7月22日(火)(予定)に応募者全員に対して電子メールで通知する。

9 評価基準等

審査は、次に示す観点から、総合的に公平かつ客観的な審査を行うものとする

採点基準	評価項目	配点
本業務に対する基本的な考え方	本業務の背景、課題や目的等必要な知識を有しているか。	5
実施体制	本市との打合せや問合せに的確・迅速に対応でき、確実な業務を遂行できる体制が取られているか。	15
実施方法	人材育成の方針・内容・手法、プラットフォーム運営全体の進行管理やスケジュール等について具体的に提案されているか。	10
	地域公共交通に関わるデータについて、使用するデータの種類と集計・分析方法、また独自所有データの種類や活用方法について具体的に提案されているか。また、本業務の目的達成への実効性はあるか。	20
	ワークショップや講義の実施手法が適切なものとなっているか。また、人材育成の視点からの取組等はあるか。	15
	全体を通して本業務の趣旨を的確に理解し、その目的達成のために的確なプロセスが示されているか。また、成果品のイメージが示されており、それは本業務の目的達成のために効果的なものであるか。	20
独自性	独自のノウハウを有し、地域公共交通の現状に対して、新たな地域交通施策を立案するため、適切かつ有益な提案がなされているか。また、提案内容は具体性及び実現性があるか。	10
提案見積金額	(応募者内での最低提案見積金額/提案見積金額)×5点	5

1 0 契約等

(1) 契約先

審査の結果、合計点が最も高い事業者と契約の交渉（提案書等の修正協議を含む。）を行う。なお、辞退その他の理由で契約ができない場合は、次点の事業者と契約の交渉を行う。

(2) 失格要件

次のいずれかに該当した場合は、失格とする。

- ① 「5 参加資格」を満たさなくなった者
- ② 提出書類に虚偽又は不備があった場合
- ③ スケジュールに記載している提出期限を過ぎて提出をした場合
- ④ 契約の履行が困難と認められるに至った場合
- ⑤ 提案者が個別に審査委員と接触をもつなど、審査の公平性を害する行為があった場合
- ⑥ 見積額が委託上限額を超過している場合
- ⑦ その他審査で、本業務の遂行にふさわしくないと認められた場合

1 1 審査結果の通知・公表

優先交渉権者選定後、参加者全員に選定又は非選定の審査結果を通知する。また、優先交渉権者と次点者のみ市ホームページで公表する。なお、審査結果及び審査内容についての質問・異議申し立ては一切受け付けない。

1 2 契約手続等

選定された優先交渉権者は、市と委託内容、経費等について再度調整を行い、協議が整った場合に委託契約を締結する。なお、その者との契約が成立しない場合には、次点者と交渉を行うものとする。

1 3 その他

- (1) 本実施要項に基づく全ての手続に関しては、応募者は自らの責任と費用負担によりこれを行う。
- (2) 提案書に虚偽の記載をした場合には、提出された提案書を無効とする。
- (3) 提出された提案書等は、返却しない。
- (4) 提出後の書類の差し替えや修正、追加等は認めない。ただし、市から要請があったものについてはこの限りではない。
- (5) 提出された企画提案書等は、必要な範囲で複製を作成することがある。
- (6) 提案書等は、本業務受託候補者の選考以外に提案書の提出者に無断で使用しないものとする。ただし、鹿島市情報公開条例に基づき公開する場合には、使用することがある。